第 1 回奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会 次 第

日 時:令和5年11月6日(月)

午後3時00分~

場 所:修徳ビル 中会議室

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会について
 - (2)入札契約制度の現状と課題
 - (3) 今後の進め方について
- 3 閉 会

[配布資料一覧]

資料 1 委員会設置要綱、公開方針

資料2 入札契約制度の現状と課題

資料3 今後の進め方(案)

奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会 委員名簿 (五十音順)

今治	周平	弁護士
植田	麻衣子	公認会計士
宇野	伸宏	京都大学大学院工学研究科教授
熊谷	礼子	帝塚山大学経済経営学部教授
仁木	恒夫	大阪大学大学院法学研究科教授

奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県の建設工事等に係る入札契約制度のあり方について、専門的な立場からの意見を聴取するため、奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の委員は、次の事項について意見を述べる。
 - (1) 県の建設工事等に係る入札契約制度のあり方に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、県の建設工事等に係る入札契約制度に関する重要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 2 委員は、入札契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県土マネジメント部建設業・契約管理課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 第6条の規定にかかわらず、この要綱による最初の会議は、知事が招集する。

奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会公開方針

1 会議の公開

委員会の会議は、原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、以降の議事は非公開とする。

2 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

3 会議資料の公表

会議資料については、公表することが適切でないものを除き、公表する。

4 議事概要の公表

議事概要については、出席した委員の確認を得た後、公表する。

5 公表の方法

会議資料及び議事概要の公表は、奈良県のホームページに掲載することにより行う。

資料 2

入札契約制度の現状と課題

【目次】

- 入札契約制度について
- 奈良県における入札契約制度の現状と経緯
- ・課題① 最低制限価格等の公表時期について
- 課題② 総合評価落札方式について

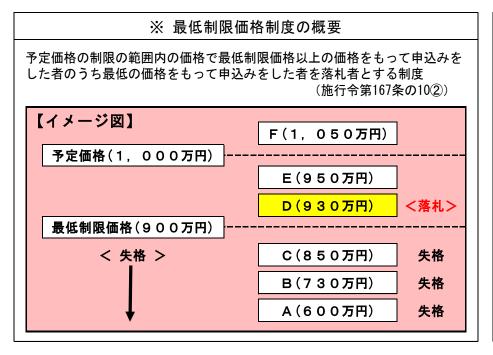
入札契約制度について

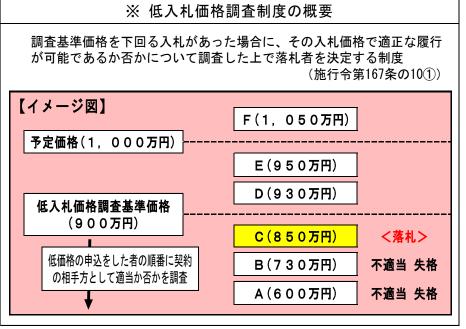
1. 入札契約制度について

(1) 入札契約方法

	初めの紋がにツナーマの部を供えいたナフーしにより、てはウタ粉の老と競をより、フのこと
	・契約の締結に当たっての諸条件を公告することにより、 <mark>不特定多数の者を競争させ、そのうち</mark> -
	最低の価格をもって申込みをした者を契約相手方として選定するもの
一般競争入札	・ <u>予定価格</u> の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするが、 <u>総合評価落札</u>
	<u>方式</u> の場合は例外的にそれ以外の者を落札者とすることができる。
	(地方自治法第234条第3項)
	・競争入札参加希望者の資格審査を実施して入札参加資格業者名簿を作成し、その名簿の中から資
	力、信用等について適当であると認められる特定多数の者を指名して競争させ、そのうち最低の
指名競争入札 	価格をもって申込みをした者を契約相手方として選定するもの。
	(地方自治法施行令第167条)
	・競争の方法によらずに、発注者が任意に特定の相手方を選定し、その者と契約を締結するもの
随意契約	施行令第167条の2に定める特定の場合に限られる。
	(地方自治法施行令第167条の2)

- (2)予定価格 発注者が、落札価格の上限値として、歩掛や単価などを用いて算出する額
- (3) 最低制限価格 発注者が、予定価格から算出し、この金額を下回ると契約内容に適した施 工ができないとする額
- (4)低入札価格調査基準価格 発注者が、予定価格から算出し、この金額を下回ると契約内容に適した施 工ができない恐れがあるとする額

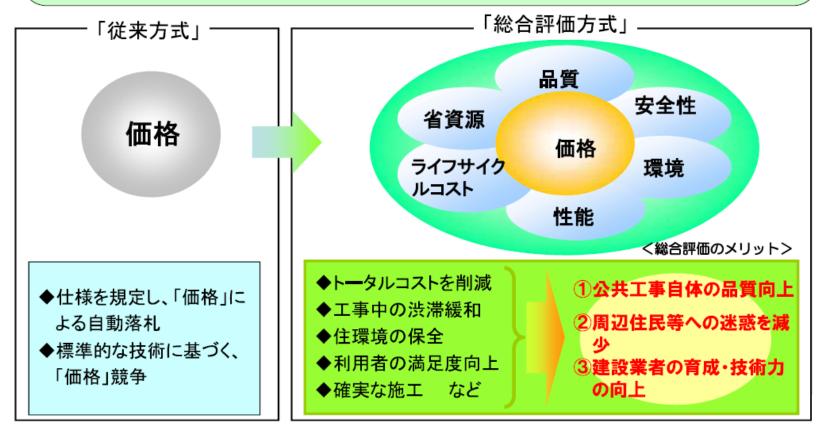




(5) 総合評価落札方式

総合評価方式は、価格だけによる従来の落札方式と違い、新しい技術や確実な施工といった価格以外の要素を含めて落札者を決める方法です。これにより、品質の高い公共工事が実現します。

※「品質」とは工事目的物の品質はもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事施工 段階における特性も含まれています。



総合評価落札方式の導入背景

過度な低価格競争により、<u>工事中の事故や手抜き工事</u>の発生、<u>下請け業者や労働者への</u> しわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著化

出典「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

(平成17年8月26日 閣議決定)



公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年4月1日施行)

公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。(第3条第2項)

メリット

- ・優良な社会資本整備
- ・新技術の利用促進
- ・<u>価格と品質の2つの基準で選定するため談合</u> 防止に一定の効果 等

デメリット

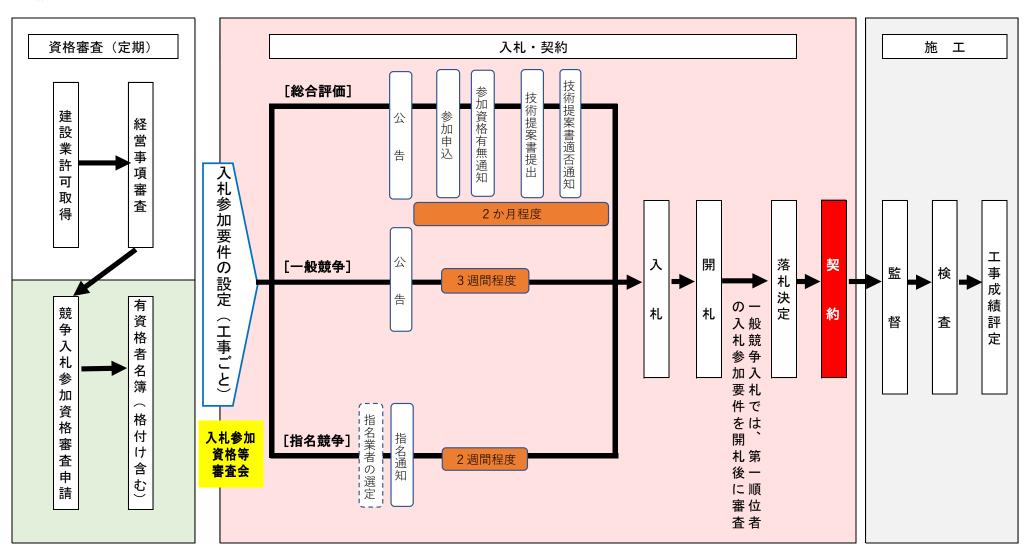
- ・受注者及び発注者の負担が大きい
- ・契約手続きに要する期間が長くなる 等

総合評価落札方式で用いられる型式

	技術提案評価型	施工計画評価型	企業・技術者評価型
概要	施工上の特定の課題等に 関して、施工上の工夫等 に係る提案を求めて総合 的なコストの縮減や品質 の向上等を図る	発注者の示す仕様に基づき、 適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工 計画及び企業・技術者の能力等で確認する	発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する
企業の施工実績(工 事成績評定点、表 彰)、ISO認証取得、 配置予定技術者の 施工実績、地域精 通度、社会・地域 貢献の評価 等	有 (高度技術提案型及びWTOの場合 は無し)	有	有
提案内容	各工事で定めたテーマに ついて技術提案	「簡易な施工計画」につい て提案	求めない
特徴	技術提案書の作成・評価 に時間を要するため負担 が大きいが、評価に差が 生まれる	施工計画には工事に必要な 手順や工法等を記載するため、技術提案評価型より負担は少ないが、評価に差が 生まれにくい	負担は最も少ない

奈良県における入札契約制度の現状と経緯

手続きの流れ



【現状】入札手続きにおける予定価格、入札方式及びダンピング対策 (例) 土木一式工事の場合

予定価格	入札	ダンピング対策		
3千万円以上	一般競争入札	総合評価落札方式	低入札価格調査 基準価格	
3 千万円未満 5 百万円以上	一般競争入札	原則技術提案評価型 価格競争	最低制限価格	
5 百万円未満	指名競争入札	価格競争	最低制限価格	

全案件事前公表

全案件事前公表

【制度の変遷】

	予定価格の公表	最低制	限価格	調査基準価格		一般競争入札 総合評価落札方式 施工体制確認調査		施工体制確認調査	電子入札	地域要件	1
		設定	公表	設定	公表					(県内一括)	
平成7年	非公表	5千万以上	非公表			5億円以上				5億以上	
平成11年	一部事後										
平成13年	全て事後		全て事後								
平成14年	一部事前		一部事前								
平成15年	事前公表拡大 (8千万以上)		事前公表拡大 (8千万円以上)							3億以上	
平成16年	事前公表拡大 (3千万以上)	3千万~7億		7億以上	全て事後	5千万以上					
平成18年	事前公表拡大 (250万以上)	250万~5千万	全て事後	5千万以上	全て事後	2千万以上	試行開始 (4件)				
平成19年							1億以上				
※ 平成2	20年2月 宇陀	土木談合事件発生									;
平成20年	全て事前	~5千万	全て事前	5千万以上	全て事前	800万以上	5千万以上	総合評価以外全て	土木A、B	1億5千万以上	Ľ
平成21年							土木Bの 一部で試行			災害復旧等で地元要件	
平成22年							土木Cの 一部で試行		土木C	5千万以上	
平成24年		~3千万		3千万以上			3千万以上				
平成25年						500万以上					
平成26年											
平成27年									土木D		
令和5年	全て事前	~3千万	全て事前	3千万以上	全て事前	500万以上	3千万以上	総合評価以外全て	全て電子入札	県内一括 (5千万以上)	

※ 宇陀談合事件の概要

平成19年度及び平成20年度に、職員の逮捕及び新聞報道により、宇陀土木事務所発注の測量業務及び工事における談合の事実が明らかとなったもの

発覚年度	H 1 9	H 2 0
区分	測量	工事
発見の契機	職員の逮捕	新聞報道
案件数	108件	4 0件
業者数	1 2者	3 2者

【全国の状況】

予定価格	調査基準価格 最低制限価格	団体数	平均 くじ引き率 (※1)	平均 落札率 (※2)
事前公表	事前公表	奈良県 ほか 1 団体	67. 7% (※3)	87. 8% (※3)
事前公表	事後公表	11団体	7.5% (平均)	94. 2% (平均)
事 <mark>前</mark> 事後 併用	事後公表	17団体	16.3% (平均)	93.5% (平均)
事後公表	事後公表	17団体	11. 2% (平均)	93.4% (平均)

|※3 奈良県の数値

- ※1 くじ引き率・・・入札件数全体に対するくじ引き落札(くじ引きにより落札者を決定した入札)の割合
- ※2 落札率・・・予定価格に対する落札金額の割合

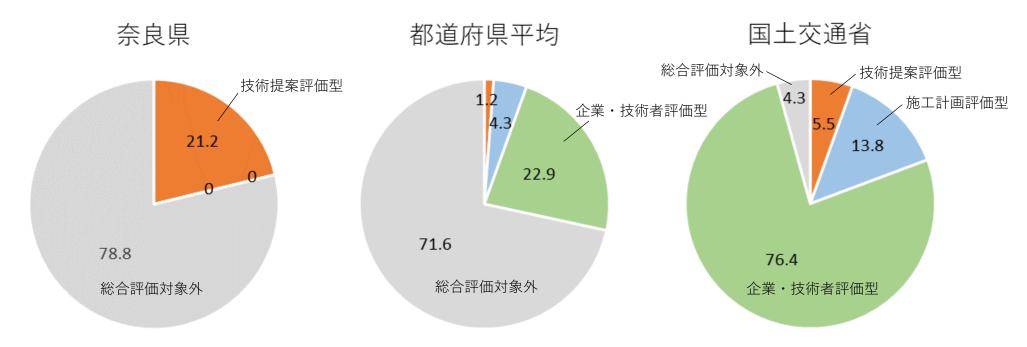
【本県における不調・不落入札の発生割合】

左曲	※ 注 / 从 米 h	入札の不	落(※4)	入札の不調(※5)		
年度	│ 発注件数 │	発生件数	割合(%)	発生件数	割合(%)	
令和2年度	1, 679	1	0. 06%	22	1. 31%	
令和3年度	1, 554	1	0. 06%	17	1. 09%	
令和4年度	1, 580	2	0. 13%	16	1. 01%	

- ※4 入札の不落とは、競争入札において、全ての入札価格が予定価格を超過し、落札者が決まらない案件
- ※5 入札の不調とは、競争入札におい て、入札参加者がいない案件

総合評価落札方式の型式別による比較

(令和3年度実績)



	奈良県	都道府県 平均
技術提案評価型の件数	305件	16.4件
全工事における技術提案評価型の割合	2 1.2 %	1.2%

「技術提案評価型」の 実施件数、割合とも全 国で1番多い

予定価格等の公表時期について

現状 平成19年度に発生した予定価格漏洩事案を契機として、全ての工事等で予定価格、最低制限価格(低入札価格調査基準価格)の事前公表を行っている

課題 入札価格が最低制限価格等に誘導されやすく、業者が適切な積算を行わないおそれがある 入札価格が最低制限価格等に誘導されやすく、くじ引きによる落札が多発 業者の真の技術力・経営力による競争を損ねるおそれがある 等

総合評価落札方式について

現状 総合評価落札方式の対象工事において「技術提案評価型」を実施している

課題 技術提案書の作成・審査にかかる受注者・発注者の負担が大きい 難易度の低い工事では、技術的な工夫の余地が少なく、技術提案の作成が困難 等

課題① 最低制限価格等の公表時期について

①-1. 最低制限価格等の公表時期について

【国の見解】入札契約適正化法適正化指針(令和4年5月20日閣議決定) →予定価格及び最低制限価格等は入札の前に公表しないよう規定

(最低制限価格・低入札価格調査基準価格)

・当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることから、入札の前には公表しないものとする。

(予定価格)

・予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、最低制限価格等を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等から、入札の前には公表しないものとする。

【本県の現状】全て事前公表

平成19年度に宇陀土木事務所発注の測量業務で、職員が特定の業者に予定価格を漏洩し逮捕され、懲戒免職となった 事件が発生。加えて、工事にかかる談合の事実についても後に発覚。これを契機に予定価格、最低制限価格及び低入 札価格調査基準価格についての事前公表を実施している。

(1) 公表時期による効果

① 予定価格

区分	事前公表	事後公表		
不調不落の防止	○不調不落はほぼ発生しない	- 不調不落の発生が増加する恐れ		
違算の早期発見	○事前に予定価格が公表されるので 違算があれば早期に判明する	- 落札決定後に判明すると長期間の 手戻り(最長半年程度)が発生		
入札参加者による聞き出し行為の防止	○聞き出し行為の恐れが無い	- 聞き出し行為や情報漏洩の恐れ		

② 低入札価格調査基準価格 (最低制限価格)

区分	事前公表	事後公表
入札参加者による聞き出し行為の防止	○聞き出し行為の恐れが無い	- 聞き出し行為や情報漏洩の恐れ
業者の積算能力向上	- 自ら積算しなくても入札が可能な ため業者の積算能力が身に付かない	○業者が必要な経費を見積もることで積算能力が向上する
価格による競争	-価格による競争ができないためくじ 引きによる落札決定が多発	○価格による競争が可能
適正な利潤の確保	- 入札価格が低入札価格調査基準価格 又は最低制限価格付近に集中する ことにより業者の必要な利潤確保が 難しい	○業者が必要な経費を見積もり入札 するため必要な利潤確保が可能

【奈良県におけるくじ落札の発生率】

件数(令和4年度建設工事全工種)

価格帯			価格競争		総合評価			合計			参考		
		全数	くじ落札	発生率	型式	全数	くじ落札	発生率	全数	くじ落札	発生率	ランク	
22億8千万	~					WTO							A+県外業者
9億	~	22億8千万				標準型①							A十県内営業所
3億	~	9億				標準型②	16			16			
1億	~	3億				簡易型①	38	1	2.6%	38	1	2.6%	А
5千万	~	1億				簡易型②	103	15	14.6%	103	15	14.6%	
3千万	~	5千万	14	11	78.6%	育成型①	64	2	3.1%	78	13	16.7%	AB混合
2千万	~	3千万	104	93	89.4%		34	3	8.8%	138	96	69.6%	В
1千5百万	~	2千万	88	81	92.0%	育成型②	35	3	8.6%	123	84	68.3%	BC混合
5百万	~	1千5百万	372	332	89.2%		11			383	332	86.7%	С
2百5十万	~	5百万	459	428	93.2%					459	428	93.2%	D
	~	2百5十万	109	87	79.8%				•	109	87	79.8%	指名競争
合計			1146	1032	90.1%		301	24	8.0%	1447	1056	73.0%	※ランク及び 型式は一般土木

①-2 課題整理と検討項目

現制度の特徴

・平成19年度に発生した談合事件を契機として、価格聞き取りの圧力等から職員を守るため、全ての 工事等で低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の事前公表を行っている。

(良い点)

・聞き出し行為の恐れがない

(改善したい点)

・業者の積算能力の向上、価格による競争、業者の適正な利潤の確保

課題

- ・くじ引きによる落札が多発
- ・適切な積算を行わない業者が落札する可能性

方向性

- ・価格を事前公表することにより、前記課題が生じていることから、これら価格の公表時期を見直す。
- ・これら価格の公表時期の見直しにあわせ、これら価格の<mark>情報管理対策を講ずる</mark>。

今後の検討項目

- ・公表時期を見直す場合、一度に全体を見直すのか、段階的に見直すのか。
- ・公表時期を見直す場合、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格のみを事後公表とするのか、 予定価格も含めて事後公表とするのか。
- ・事後公表とした場合に、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の情報管理をどうするか。

予定価格等の一部または全部を事後公表とする場合に情報管理対策が必要

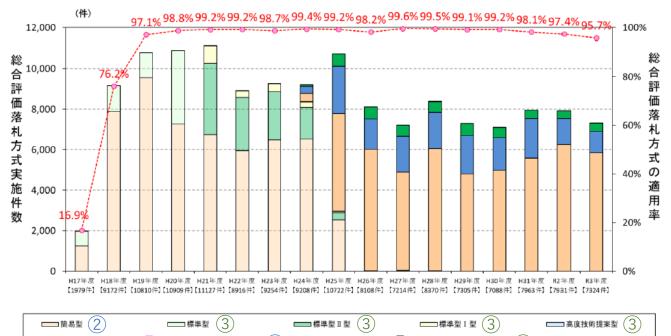
- ①予定価格の秘匿対策
- ②入札参加者名の秘匿対策
- ③来庁者の確認方法など、庁舎のハード面における対策

課題② 総合評価落札方式について

国土交通省の実施状況

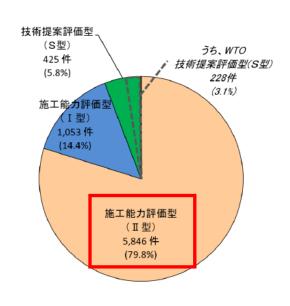
土交通省における実施件数の経年推移

【 実施件数 (平成17年度~令和3年度)】





【 件数シェア(令和3年度)】

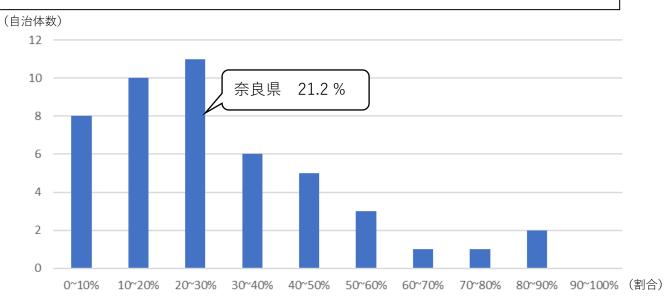


「国土技術政策総合研究所HP |

- ①施工能力評価型(Ⅱ型)・・・ 企業・技術者評価型に対応
- (I 型) … ②施工能力評価型 施工計画評価型に対応
- ③技術提案評価型
- ・平成25年度以降、技術提案を求めない施工能力評価型(①、②)の割合が拡大している。

②-2 都道府県の実施状況

総合評価落札方式で契約した工事の割合(令和3年度実績)



総合評価落札方式で契約した工事の割合は、 多くの都道府県が50% 以下となっている

総合評価落札方式で採用されている型式(令和3年度実績)

型式	自治体数
「企業・技術者評価型」の割合が最も高い自治体	3 9
「施工計画評価型」の割合が最も高い自治体	5
「技術提案評価型」の割合が最も高い自治体	2
集計不可の自治体	1

総合評価落札方式で採用される型式は、多くの都道府県で負担の少ない「企業・技術者評価型」を採用

奈良県

②-3 奈良県における取組状況

これまでの経緯

- 平成18年度から総合評価落札方式を土木一式工事の一部で試行し、平成19年度より本格運用を開始
- 平成19年度に発生した<mark>談合事件を契機に、全</mark>ての工事等で低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の事前公表を開始したため、価格による差がつきにくくなることから、原則「技術提案評価型」で実施
- その後、対象工事を建築一式工事、舗装工事、区画線・道路標示・標識等工事、地すべり工事、橋梁上部工事 (補修工事を含む)、水門工事、設備工事と順次拡大しており、令和4年度の実績は355件
- 評価基準は当初国のものを参考に設定していたが、奈良県の状況に合わせて毎年改良
- 令和5年度の改定では、入札参加者及び発注者の負担軽減を目的として、区画線·道路標示·標識等工事、地すべり工事の一部で適用除外、舗装工事の一部で「企業・技術者評価型」を導入
- 技術提案書の評価については、平成21年度から総合評価審査委員会及び事務局を技術管理課へ一元化し、現場 を担当する土木事務所等とは別の部署で行うことで、評価のバラツキ防止及び恣意的な評価ができないようにし ている

総合評価落札方式の工種別実施件数(H30~R4)

	一般	舗装	区画線・ 道路標示 ・標識等	橋梁塗装	PC橋	鋼橋	水門	設備	さく井	建築	解体	合計
件数 (H30)	1 6 1	2 4	3	0	4	6	3	1 6	0	3 2	0	2 4 9
件数 (R1)	1 6 2	3 3	4	3	3	5	1	18	0	3 7	0	2 6 6
件数 (R2)	1 9 4	6 0	0	8	5	1 3	0	1 9	2	2 7	0	3 2 8
件数 (R3)	1 9 1	8 5	2	6	7	7	0	3 5	2	1 7	1	3 5 3
件数 (R4)	194	7 7	7	1 2	5	2	1	2 7	1	2 8	1	3 5 5

25

奈良県で用いている総合評価落札方式の型式

奈良県では、基本的な型式に加え、新規企業の受注機会の拡大や建設業が抱える諸課題へ対応できる 企業の増加促進などを目的に、下記の型式を設けている

【企業チャレンジ評価型】

新規参入企業の受注機会の拡大を目的とするため、「企業の工事成績評定点」及び「配置予定技術者の同種工事の実績」等の項目を除外する総合評価落札方式

【若手・女性チャレンジ評価型】

若手技術者・女性技術者の登用を促進するため、若手技術者(40歳以下)・女性技術者を配置すれば、加点評価する総合評価落札方式

【デジタル技術活用型】

公共工事の建設現場における省力化につながる建設作業にデジタル技術の活用を促すため、デジタル技術を活用する場合に、加点評価する総合評価落札方式

【ICT施工者希望型】

建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す「i-Construction」推進のため、ICT活用を提案した場合に、加点評価する総合評価落札方式

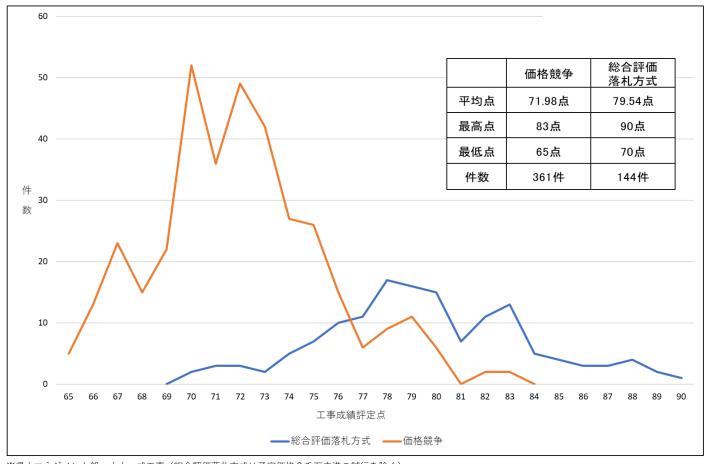
【地域防災力評価型】

災害が頻発する中、地域の核となって迅速に活動できる企業を確保することを目的とするため、土木一式工事において、「建設機械の保有台数」や「従業員の雇用状況」、「保有資源等の活用方法」を加点評価する総合評価落札方式

総合評価落札方式による工事成績評定点への影響

価格競争による工事と総合評価落札方式による工事の工事成績評定点を比較すると、総合評価落札 方式の方が工事成績表定点は高い傾向であり、優良な工事に結びついていると考えられる

令和4年度 工事成績評定点の分布



②-4 課題整理と検討項目

現制度の特徴

- ・平成19年度に発生した談合事件を契機として、価格聞き取りの圧力等から職員を守るため、全ての工事等で低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の事前公表を行っている。
- ・そのため価格による差がつきにくく、「技術提案評価型」の総合評価落札方式は、受注企業選定に 大きな役割を果たしている。

(良い点)

- ・受発注者双方の技術力向上につながっており、優良な工事に結びついている。
- ・新規企業の受注機会の拡大や建設業の諸課題に対応できる企業の増加促進を行うことができる

(改善したい点)

- ・技術提案評価型は、受注者及び発注者の負担が大きく、契約手続きに要する期間が長くなる
- ・技術提案による差がつかない工事がある

方向性

- ・価格公表時期の変更に伴う、「技術提案評価型」から「企業・技術者評価型」への転換
- ・これまでの取り組んできた良い仕事をする企業が工事を落札できる仕組みや新規企業の受注機会の 拡大、特定の企業に工事が集中しない取り組みは継続

今後の検討項目

- ・「技術提案評価型」、「企業・技術者評価型」、「総合評価落札方式を行わないもの」の範囲の検討
- ・良い仕事をする企業が落札できる仕組みの検討
- ・特定の企業に工事が集中しない仕組みの検討

資料3

奈良県建設工事等入札契約 制度検討委員会

今後の進め方 (案)

今後の進め方(案)

委員会において現状と課題を分析した上で意見交換を行い、その意見を踏まえて県において 新たな制度を定め、令和6年度から導入する。

第1回委員会

(令和5年11月6日)

・事務局から現状と課題等の説明

今回

第2回委員会

(令和5年12月中旬)

・業界団体からの意見聴取

• 意見交換

• 意見交換

第3回委員会

(令和6年2月下旬)

- ・事務局から新たな制度案の説明
- ・意見交換